⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑧の国庫納付額は、平成26年度の損益計算書に国庫納付金として計上済みであります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地、建物	土地
②	資産名称		蒲田宿舎	渚宿舎
③	帳簿価額	⑴取得価額	15,574,185円	1,559,168円
		⑵減価償却	2,299,184円	—
		⑶減損額	—	—
		⑷帳簿価額	13,275,001円	1,559,168円
④	不要財産となった理由		「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	現在は未利用となっており（建物は平成14年に解体）、今後も具体的な利用計画がないため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		6,010,000円 (1,363,646円)	28,900,000円 (1,306,173円)
⑦	控除費用		1,767,960円 (305,857円)	183,600円 (—)
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑴国庫納付額	1,057,789円	1,306,173円
		納付年月日	平成27年７月31日	平成27年７月31日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。
⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。
⑨については、国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

①	資産種類		土地、建物	車両運搬具
②	資産名称		桜ヶ丘宿舎	水中ブルドーザー
③	帳簿価額	⑴取得価額	1,463,513円	1,720,000円
		⑵減価償却	253,346円	—
		⑶減損額	—	—
		⑷帳簿価額	1,210,167円	1,720,000円
④	不要財産となった理由		独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画（平成24年12月24日行政改革担当大臣）において廃止とされ、今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	近年、目的である堆積土砂の撤去による使用実績が低下しており、今後も他の一般的な工法で対応可能であるため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		1,868,156円 (1,192,092円)	500,000円 (238,675円)
⑦	控除費用		869,641円 (551,352円)	—
⑧	国庫納付等の額納付等年月日	⑴国庫納付額	640,740円	238,675円
		納付年月日	平成27年７月31日	平成28年３月30日
		⑵地方公共団体への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
		⑶その他民間等への払戻額	—	—
		納付年月日	—	—
⑨	減資額		—	—
⑩	備考		—	—